

丸亀市都市計画マスタープラン(立地適正化計画)改定業務委託に関する質問・回答

No	質問箇所	質問内容	回答
1	実施要領と仕様書 契約期間について	契約期間は令和9年3月31日と示されていますが、仕様書の成果品として中間報告書(令和7年度)が求められています。令和7年度時点の出来高に対する支払いなどは想定されていますでしょうか。 その際、年度ごとの上限金額などはありますでしょうか。	実施要領 P.6 12.契約金の支払いに示すとおり、毎年度の出来高に応じた支払いとなりますが、予算措置上は令和7年度1050万円、令和8年度850万円となっていますのでその範囲内での出来高に応じて支払います。
2	実施要領 評価及び選定方法の配点について	業務実績の過去10年間の同種・類似業務実績について、「同種：10点」との記載は、1件でもあれば評価されるという認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ありません。
3	実施要領 評価及び選定方法の配点について	同種・類似の業務実績で、提出する同種・類似業務の件数での評価の違いはあるのでしょうか。また、同種・類似が混載する場合、提出された最高点もしくは平均点での評価となるのでしょうか。	評価項目に示す通り件数により配点は変わりません。採点については、配点が高くなる方の実績で評価します。
4	仕様書 立地適正化計画の見直しに関して	業務内容に、立地適正化計画部分に関する見直しの項目が示されていませんが、令和5年3月に改定を行ったことから、大きな見直しを行わないという想定でしょうか。	仕様書 5.業務内容に示すとおり、立地適正化計画部分の改定も含まれます。見直しの規模は現況分析やアンケート調査の結果等に依存します。